

**オリンパスグループ**

**サプライヤーさまへのお願い**

<p><b>1.</b></p> <p><b>法令・社会規範の遵守</b></p>	<p>オリンパスは、お客さまに喜んでいただける商品をお届けするだけでなく、世界各国の法令や社会規範(強制労働の禁止、児童労働の禁止、非合理的な理由に基づく差別の禁止、腐敗の防止、適正な賃金、労働時間をはじめとする法律・基準・条約等)を遵守し、健全な企業活動を行い、法令や社会規範に反する行為には加担しません。サプライヤーさまへも以下に示すようにサプライヤーさまが事業活動を行っている国・地域の法令・社会規範の遵守と適切な管理をお願いいたします。</p>
<p>1) 強制的な労働の禁止</p>	<p>・すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。</p>
<p>2) 非人道的な扱いの禁止</p>	<p>・従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する。</p>
<p>3) 児童労働の禁止</p>	<p>・最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない。</p> <p>児童労働とは、一般論としてILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。</p>
<p>4) 差別の禁止</p>	<p>・求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める。</p> <p>差別とは、本人の能力・適性・成果等の合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講等の機会や処遇に差を設けることをいう。</p>
<p>5) 適切な賃金</p>	<p>・従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない。</p>
<p>6) 労働時間</p>	<p>・法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。</p>
<p>7) 従業員の団結権</p>	<p>・労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。</p>
<p>8) 反社会的勢力の排除</p>	<p>・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体は断固として排除する。</p>
<p><b>2.</b></p> <p><b>安全衛生</b></p>	<p>職場(機械設備、施設含む)の安全・衛生の確保、労働災害・疾病の把握を対策し、緊急時の対応の体制・仕組の構築、従業員の健康管理を適切に行うようお願いいたします。</p> <p>1) 職場の安全・衛生</p> <p>・職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。</p> <p>・職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭等に接する状況を把握し、また適切な対策を講じる。</p> <p>2) 機械装置の安全対策</p> <p>・自社で使用する機械装置類に就業中に発生する事故や健康障害の防止等の適切な安全対策を講じる。</p> <p>3) 労働災害・疾病</p> <p>・労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる。</p> <p>4) 緊急時の対応</p> <p>・生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故等を想定のうえ、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する。</p>

	5) 身体的負荷のかかる作業への配慮	・身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ(重労働のほかにも、組み立てやデータ入力等の長時間にわたる反復作業や連続作業等)災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する。
	6) 施設の安全衛生	・従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレ等)の安全衛生を適切に確保する。
	7) 従業員の健康管理	・すべての従業員に対し、健康診断、疾病の予防、メンタルヘルス対応等の適切な健康管理を行う。
3. 公平かつ公正な取引の推進	オリンパスは、相互理解に基づく信頼関係を築き合えるサプライヤーさまに対して、広く門戸を開いています。また、定められた方針や手順によって公正な調達業務を行います。サプライヤーさまにも、オリンパスの方針や手順に従っていただきますようお願いいたします。	
	1) 汚職・賄賂等の禁止	・政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金等を行わない。
	2) 優越的地位の濫用の禁止	・優越的地位を濫用することにより、御社のサプライヤーに不利益を与える行為を行わない。  優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、サプライヤー等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。
	3) 不適切な利益供与および受領の禁止	・ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない。  不適切な利益の供与や受領とは、法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金等を顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような賄賂性のある行為等をいう。
	4) 競争制限的行為の禁止	・公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない。  競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域等について申し合わせを行うこと(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと(入札談合)等をいう。
	5) 正確な製品・サービス情報の提供	・消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。
	6) 知的財産の尊重	・他者の知的財産を尊重し、不正使用や侵害行為を行わない。
	7) 適切な輸出管理	・法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う。
	8) 情報公開	・法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う。  ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反等の発覚)等をいう。
9) 不正行為の予防・早期発見	・不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える。	

<b>4.</b> <b>品質と安全性・納期・適正価格の確保と安定供給</b>	<p>サプライヤーさまから供給していただく製品、部品・原材料等は、オリンパスの事業に大きな影響を与えます。オリンパスの求める仕様・品質を満足する製品、部品・原材料等を、納期の遵守と適正な価格で、提供をお願いいたします。</p>	
	<p>1) 品質と安全性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質マネジメントシステムを構築し、また運用し、お客さまにお届けする商品の品質を維持・向上するため、各国・地域の安全基準を遵守し、求める仕様・品質を満足する製品、部品・原材料等を提供する。</li> <li>自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足する。</li> <li>品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。</li> </ul>
	<p>2) 指定納期と安定供給の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変動対応力を高め、オリンパスとの緊密な情報交換を通じて、納入日程の適切な管理と柔軟な供給体制の整備を行う。</li> <li>事業継続計画(BCP)の策定と開示をして頂き、災害時に於いても、人命救助を最優先することを前提に、事業継続に努める。</li> </ul>
	<p>3) 適正な価格の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客さまに価格面でも喜んでいただける商品をお届けするため、市場競争力の高い価格での製品、部品・原材料等の提供と、価格低減活動の継続をする。</li> <li>取引を継続的に行うためには、お互いの経営基盤が健全で安定が不可欠であり、経営方針・経営状況(財務状況を含む)の開示をする。</li> </ul>
<b>5.</b> <b>環境への配慮</b>	<p>オリンパスは、地球環境の保全を最重要経営課題の一つとして掲げ、環境に配慮した商品をお届けすることで持続可能な社会に貢献していきます。オリンパスの商品をつくり上げている製品、部品・原材料等は、サプライヤーさまでの調達活動・生産工程等の源流における管理が必要だと考えています。地球環境に優しい商品作りにご協力いただくため以下のような生物多様性を含めた環境活動の推進をお願いいたします。</p>	
	<p>1) 製品に含有する化学物質の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての製品に対して、オリンパスグループの環境関連物質管理基準や法令等で指定された化学物質を管理する。</li> </ul>
	<p>2) 製造工程で用いる化学物質の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する。</li> </ul>
	<p>3) 環境マネジメントシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステムを構築し、また運用する。 (オリンパスグループ グリーン調達基準「4.サプライヤー様へのお願い事項」に示す内容。 <a href="http://www.olympus.co.jp/jp/corc/csr/environment/products/green-procurement/">http://www.olympus.co.jp/jp/corc/csr/environment/products/green-procurement/</a>をご参照ください。)</li> <li>環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。</li> <li>ISO 14001 等の環境マネジメントシステムに準拠した環境保全体制の整備と外部認証取得の推進等が挙げられる。</li> </ul>

	4) 環境への影響の最小化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水・汚泥・排気・騒音・異臭等に関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする。</li> <li>・所在国が定める生物多様性に関するガイドラインを尊重し、影響の最小化に努める。</li> </ul>
	5) 環境許可証／行政認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する。</li> </ul>
	6) 資源・エネルギーの有効活用(3R)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る。</li> </ul>
	7) 温室効果ガスの排出量削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る。</li> </ul>
	8) 廃棄物削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る。</li> </ul>
	9) 環境保全への取り組み状況の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性を含めた環境活動の成果について、必要に応じ開示する。</li> </ul> <p>成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録をとる。</p>
<b>6. 情報セキュリティ確保と適正な情報保護</b>	サプライヤーさまは、オリンパスのノウハウや秘密情報あるいはオリンパスがお預かりしている他者の秘密情報や個人情報に接する場合があります。オリンパスとの取引に関連して接する情報が漏洩しないように管理を徹底していただきますようお願いいたします。また、コンピューターウイルス対策を実施し、自社および他社に被害を与えないように管理することをお願いいたします。	
	1) 個人情報の漏洩防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する。</li> </ul> <p>適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。</p> <p>適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。</p>
	2) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する。</li> </ul>
	3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。</li> </ul> <p>適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。</p> <p>また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。</p>
<b>7. 社会貢献の推進</b>	企業は、社会と共に持続的に発展する必要があります。その為に国際社会・地域社会の発展に貢献できるように、本来の業務や技術等を活用した社会貢献や施設や人材等を活用した非金銭的な社会貢献、金銭的寄付による社会貢献等、実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組むようお願いいたします。	

8. 自社およびサ プライヤーへのCS R活動の推進	サプライヤーさまには、CSRの重要性を正しく理解いただき、自社内およびサプライヤーへのCSR活動の推進をお願いいたします。	
	1) 自社内におけるCSR活動の推進	・CSR活動を推進するための組織・責任分担・プロセス等全般的な仕組みを構築して、活動方針の作成・実行・達成・見直し・維持といったPDCAサイクルを回しながら継続的に改善を行う。
	2) 自社からサプライヤーに対するCSR活動の推進	・自社内において、サプライヤーにおけるCSR活動の実態把握や啓発に関する体制・責任者等の仕組みを構築し、サプライヤーにおけるCSR活動の普及、浸透に努める。